

労契法20条裁判 最高裁判決をのりこえて…

高橋さんの挑戦！

キステム裁判勝利！非正規差別を打ち破る
6・3 パネルディスカッション

2023年6月3日(土) 14:00 開始

港区立生涯学習センター（ばるーん）303学習室

港区新橋 3-16-6 (JR 新橋駅烏森口徒歩3分)

※ ZOOMでの参加も可能です。下記までお申し込みを！

主催 全国一般全国協議会 〒 105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITAハイム芝3F

電話 03-6779-8382 E-mail nugw@nugw.jp

パート有期労働法の「同一労働同一賃金」を実現するため、組合員高橋さんのキシステム裁判が闘われています。

正社員との同一賃金を求め、2022年1月、契約社員として働く高橋さんが（宮城合同労組）裁判を起こしました。

高橋さんは NTT の工事現場で警備を行うキシステム東北支店の岩手県内の事業所で、事務職員の契約社員として働いています。

しかし正社員と比べて月収で相当開きがあり、賞与に至っては、キシステムは正社員に年間5.5か月分支払っているのに契約社員や従業員の大半を占める警備員には一銭も支払っていません。



2023年4月8日キシステム本社前抗議行動（東京）

高橋さんの訴えの根拠となっているのが、それまでの労働契約法20条を廃止して新たに誕生した「パートタイム・有期雇用労働法」です。2020年4月に施行され一昨年4月からは中小企業にも適用されています。この法律は、同じ企業で働く正社員とパートタイムや契約社員など非正規の労働者の賃金に差をつけることを禁止しています。つまり仕事が同じなら、雇用形態が違ってても基本給やボーナスを同じにしなければなりません。

2020年10月13日の労働契約法20条裁判最高裁判決は許せないことに、正社員と同じ賞与支給を求めた大阪医科薬科大の非正規労働者の請求を棄却し、また退職金支給を求めたメトロコマースの労働者の請求を棄却しました。この二つの判決は使用者の賃金差別を正当化し、非正規労働者のあいだに諦め（あきらめ）を押し付ける結果を生み出しました。

2000万人の非正規労働者のためにも、盛岡地裁で高橋さんが闘っているキシステム裁判を勝利させねばなりません。

非正規差別を打ち破るために、担当弁護士である仙台さくら法律事務所霜越優弁護士（写真中央 黒のコート）を会場にお招きして、裁判の現状などをお話しいただき、東京会場と全国を ZOOM で結び、パネルディスカッションを開催いたしますので、ご多忙とは存じ上げますがより多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。

◆パネラー

霜越 優さん（弁護士 仙台さくら法律事務所）

※当日は、裁判の報告を行っていただき、その後、パネルディスカッションに参加されます。

中村 知明さん（郵政産業労働者ユニオン）

畠山 健治さん（ヤマト運輸 20条裁判原告、宮城合同労組）

コーディネーター：服部 恭子（きょうとユニオン書記長）

